

事業系（農業用など）廃棄物は ゴミステーション及び集団回収では回収できません。

地域の皆様には、日頃よりゴミの適正処理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
現在、地区のゴミステーション及び集団回収では、家庭から排出される「家庭ゴミ」を対象としております。そのため、商店・農業経営・作業場等から排出される「事業系ゴミ」につきましては、地区の回収場所へ出すことができません。

事業系ゴミを確認した場合は、収集できないことがありますので、適正な処理をお願いいたします。

・事業系ゴミとは

一般の家庭から出るゴミとは異なり、会社や商店、農業などの事業活動に伴って生じたゴミは「事業系廃棄物（事業系ゴミ）」になります。

事業活動に伴って出たゴミは、自らの責任において適正に処理することなどが法律で義務付けられているため、量や質に関係なくゴミステーションや集団回収に出すことはできません。

・事業系ゴミの処理方法

事業系一般廃棄物

生ごみや紙くすなどの産業廃棄物以外のもの、資源物（新聞紙、段ボール、雑紙、飲料用ペットボトル、飲料缶）など

- ・沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場（沼田市白岩町226）に持ち込む（可燃ゴミのみ）
- ・処分業者に依頼して処理する

産業廃棄物

金属、ガラス、プラスチック、がれき類など20種類

- ・産業廃棄物処分業者に依頼して処理する

※産業廃棄物は、昭和村ではなく群馬県の取扱いになります。

農業用廃資材は、JA等でも回収を行っています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。